

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(2019年11月1日現在)

| | |
|--|--|
| 商品名 | ・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞ |
| ご利用いただける方 | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。 |
| 期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 (1) 払戻用法 (2) 払戻金額 (3) その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 |
| 利息 | ・無利息となります。 |
| 手数料 | ・定時自動送金を利用する場合、当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。 |
| 貯金保険制度 (公的制度) | ・貯金保険制度により全額保護されます。 |
| 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。お申込みいただきましたJAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※</p> <p>※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p> |
| その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATM（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当JAの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月23日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 |